

白バス行為に ご注意ください！

国から「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を受けていない「白いナンバープレート」の自家用車（ミニバンやマイクロバスなど）を使って、有料で人を送迎する行為を「白バス」と呼び、有償で運送をする行為は道路運送法違反（白バス行為）として厳しく禁止されています。

○白バスを利用するリスク

「事故時の補償がされません」

万が一、事故が発生した場合、正規の自動車保険（対人・対物）の適用が受けられず、乗客への十分な損害賠償が支払われない危険性が極めて高いです。

「安全管理体制が不十分です」

運行前点検、運転手の勤務時間制限（過労運転防止）、健康診断、アルコールチェッカーによる検査等が義務付けられておらず、安全が確保されていません。

○白バス行為に抵触する可能性のある事例

事例①

レンタカー事業者よりバスをレンタル、団体内・団体外の方に運送を頼み、謝金を支払った。

事例②

レンタカー事業者より運転手の斡旋を受け、運転手に謝金を支払った。

STOP!
白バス
行為



問い合わせ先
鳥取市社会福祉協議会
地域福祉課

TEL.0857-24-3180

[受付時間] 月曜日-金曜日 8:30-17:15